

辰野町景観計画策定委員会 平成30年度第6回 議事録

1. 開催日時 平成30年11月28日（水）午後6時30分から午後8時30分
2. 開催場所 辰野町役場 第6会議室
3. 出席者 13名 （委員8名、事務局職員2名、コンサルタント3名）
4. 協議事項
序章の文章について
景観形成方針について
届出対象行為について
5. その他

開会のことば

（事務局）

本日は委員の皆様には大変お忙しいところお集まりいただき、誠にありがとうございます。ただいまから辰野町景観計画策定委員会を開会いたします。よろしく申し上げます。

それでは、当委員会の会長よりごあいさつをいただきます。

会長あいさつ

協議事項 序章の文章について

（会長）

では協議事項に入ります。説明をお願いします。

（コンサルタント）

以前、序章の文章について、「紅葉と黄葉」という部分の「黄葉」を削るという結論になりましたが、「黄葉」を加えるよう改めて検討してほしいというご意見をいただきました。みなさんのご意見はいかがでしょうか。

(会長)

基本的には「黄葉」は「紅葉」に含まれると思います。

(委員①)

厳密には違うのですが、きりがないので一言で表してよいのではないで
しょうか。

【「黄葉」は入れないこととする】

協議事項 景観形成方針について

(コンサルタント)

前回いただいたご意見を元に修正しました。小野区の旧街道周辺については、
文章として記載するよう案を作りました。地区の方のご意見をお聞きしたいと
思います。

(委員③)

住んでいるとなかなか意識しないですが、外から来る人の話を聞くと、宿場
景観というより歴史的景観と見ているように思います。案の「歴史的・文化的」
という表現がいいと思います。

実際に住みながら景観を維持していくのは難しいことではある、というのは
感じています。

(会長)

先日、小野で景観のイベントがあり、そこでも小野の景観を歴史的景観と表
現していました。私もその表現でよいと思います。

(コンサルタント)

旧街道という表現については、それでよいでしょうか。

(副会長)

旧街道でよいと思います。

(コンサルタント)

それぞれの、役割の項目についてご意見をいただきたいと思います。

(委員③)

地域の役割はこれでよいと思います。少し重い気もしますが、地区を取り上げていただいてありがたいと思います。

(コンサルタント)

地域の負担とならないような表現としたいと考えています。

(委員③)

こういった記載があること自体が今後の意識付けにつながると思います。

古い建物を取り壊そうとすると、ぜひ残してほしいという声上がるなど、関心の高い地域です。そういった意識が文章になるということは大切だと思います。

町民の役割の記載については、これを求めていくのは大変な部分もあると思います。地域の人口や担い手が少なくなっている状況なので、いろいろな人の協力が必要だと思います。

(会長)

人口や担い手は、小野だけでなく、他の地域でも問題となることです。景観計画には記載できないかもしれませんが、何らかの形で取り組まなくてはならない課題だと思います。

(委員③)

移住・定住にしても、まったく知らない人が地域に入ってくることの不安もあり、折り合いが難しい面もあります。

(副会長)

古い建物を今のまま維持するのは大変なことです。景観に調和する新築という方法も考えられると思います。

(委員③)

古民家再生も、費用面から簡単にはできないことです。

(委員①)

沿道の裏を歩くと、空いている家も多いと感じます。Iターンなどの人に家を貸すような取り組みはあるのでしょうか。

(委員③)

いざ知らない人に貸すとなると、不安に感じる人もいるのではないのでしょうか。地域の活性化につながる人の流入があるといいと思います。

景観形成方針などの内容については、地域の人にも話してみたいと思います。

【景観形成方針は案のとおりとする】

協議事項 届出対象行為について

(コンサルタント)

届出が必要になる基準を決めていきます。届出対象行為のうち、特定届出対象行為は変更命令を出すことができますが、事前の協議が大切であることは変わりません。

木竹の伐採という項目について、近隣市町村では段丘林を軸の景観として挙げているため記載しているのですが、辰野町では段丘林を取り入れていません。木竹の伐採の項目は必要でしょうか。外す場合は、景観形成基準の同項目も外すこととなります。

(会長)

事務局の考えはいかがでしょうか。

(事務局)

コンサルタントとの打ち合わせでは、あえて載せなくてもよいのでは、という意見になりました。

(副会長)

なくてもよいと思います。

【木竹の伐採の項目を外す】

(コンサルタント)

その他、ご意見はありますか。

(委員④)

太陽光発電設備の届出対象基準について、例えば家の屋根と車庫の屋根を合わせると基準を超えるようなときは、届出が必要でしょうか。

(コンサルタント)

同じ時期の一連の行為の合計という考え方が基本です。なるべく、個人の行う経済活動は制限しないようにしたいと考えています。基準を引き上げて制限を緩める方法もあります。

(委員⑥)

太陽光は、設置する土地によっては農業委員会の審査もあります。また、民家に近いと、反射光による苦情が出ることもあります。

(コンサルタント)

太陽光については、壁に設置するパネルというものもあります。現在辰野町にはないと思われませんが、文章に加えるべきでしょうか。

【加えないこととする】

協議事項 景観形成基準について

(コンサルタント)

高さと色彩、小野区の記載について、特に意見をいただきたいと思います。

まちなかの高さの基準は15mとしました。これは、事務局との相談の中で、今ある建物より高いものはあまり建たないだろうという話になったからです。都市計画の用途地域で高さの上限が決まるところもあります。

色については、近隣では景観計画の施行により、業者が施工する色はほとんど基準内に収まっていると思われませんが、個人が塗ると基準を超える色を使ってしまうことがあります。塗る素材によって色の見え方は違うのですが、塗る前の色で基準を作ります。

(委員①)

色の組み合わせの決まりはあるのでしょうか。

(コンサルタント)

組み合わせは、規制としては難しいところですが、地域の専門業者と相談いただくと適切なアドバイスを受けられるのではないのでしょうか。周囲を考慮しない主張性の高い色彩やデザインとならないよう、注意する必要があります。

(会長)

今後も委員の皆さんのご意見をお願いします。

その他

(事務局)

次回開催日の都合はいかがでしょうか。

【1月17日（木）午後6時30分から】

閉会

(事務局)

スムーズな進行ありがとうございました。以上をもちまして、本日の景観計画策定委員会を閉会させていただきます。ありがとうございました。